

# 軽自動車等の税率が変わります

平成26年度の地方税法等の税制改正により、軽自動車税等の税率が変更されます。

## 四輪以上および三輪の軽自動車

次のとおりになります。

車種	排気量など 車両条件	税率(年額)			
		①	②	③	
軽自動車	三輪	660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪 貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

- ①…現行税率（平成27年3月31日までに新規新車登録を行った車両。登録後13年まで）
- ②…新税率（平成27年4月1日以後に新車新規登録される車両）
- ③…グリーン化を進める観点から新税率を1.2倍にした額（新車新規登録から13年を超える車両）  
※平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在  
※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

### 例：軽四輪の乗用・自家用車の場合の税率

平成14年4月1日に新車新規登録の車両の場合

- 平成27年度(基準日：平成27年4月1日) 7,200円…①
- 平成28年度(基準日：平成28年4月1日) 12,900円…③

平成27年4月1日に新車新規登録の車両の場合

- 平成27年度(基準日：平成27年4月1日) 10,800円…②
- 平成41年度(基準日：平成41年4月1日) 12,900円…③

## 原動機付自転車および二輪車等

平成27年4月1日から次のとおりになります。

車種	排気量など車両条件	税率		
		変更前	変更後	
原動機付 自転車	第一種	50cc以下（ミニカーを除く）のもの	1,000円	2,000円
	第二種乙	二輪で50cc超90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	第二種甲	二輪で90cc超125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー	三輪以上で、20cc超50cc以下のうち、輪距が0.5メートルを超えるもの	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	雪上用	専ら雪上を走行し、660cc以下であるもの	2,400円	3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用	トラクターや田植え機で最高速度が時速35キロ未満のもの	1,600円	2,400円
	その他	フォークリフトなどで最高速度が時速15キロ未満のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超		4,000円	6,000円

### 問い合わせ

税務課市民税係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111(内線3201~3203)

## 9月は納税推進強調月間です！

### ○北海道と連携し差し押えを強化

多くの市民の皆さまには、納期限内に納付いただいておりますが、納期限内に納付されない場合は、滞納されている方の財産を調査し、財産を発見した場合は差し押えなどの滞納処分を行うこととなります。

特に、9月は納税推進強調月間であり、北海道と連携して預貯金、給与、生命保険や動産などの差し押えを強化することとしています。

未納の市税などは早急に納めましょう。

### ○納税相談を強化

市税や国民健康保険税などを納付できない事情がある場合は、必ず市税務課納税係までお早めにご相談ください。相談がない場合は、事情を把握することができません。平日の午後5時30分までにお越しにならない場合は、夜間納税窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。

### ○確実、安心の口座振替を

市税などの納付にあたっては、便利で安心、確実の口座振替をお勧めします。申し込みは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課で手続きができます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をお持ちのうえ、手続きください。

※今月の夜間納税相談窓口の日程は、21ページをご覧ください。（同日は、国保手続きの窓口も実施）



### 問い合わせ

税務課納税係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111

(内線3206~3208)